

各市町村 介護保険担当課長 様

和歌山県 福祉保健部  
福祉保健政策局 介護サービス指導室長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る指定地域密着型（介護予防）サービス事業における運営推進会議等の開催の臨時的な取り扱いについて（通知）

平素より、高齢者施設等の適切な運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、運営推進会議等の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告等地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えないとする厚生労働省Q&Aが、別添のとおり2月28日に示されたのでお知らせします。

なお、厚生労働省から、運営推進会議等の各構成員において情報共有は必要であると考えるため、文書開催が望ましいとする考えも電話にて確認していますので、可能な限り文書による開催とするようお願いします。

また、（介護予防）認知症対応型共同生活介護については、外部評価の実施回数緩和の要件として、運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていることと規定されていますが、当該規定についても厚生労働省Q&A等に基づき、下記取り扱いにより実施した場合は、運営推進会議を開催したものとして取り扱って差し支えないものとしますので、併せてご了知願います。

つきましては、貴市町村が所管する指定地域密着型（介護予防）サービス事業所に対して、当該通知内容を周知して頂きますようお願いいたします。

#### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各事業所において運営推進会議等の開催が困難と判断された場合、運営推進会議等の構成員に対して、文書により活動状況の情報提供・報告等を実施することにより、運営推進会議等を開催したものとみなすこととする。その場合、各事業者は各構成員に対して送付した文書の写しを保管することとする。
- 2 各事業所から文書による活動状況の報告等に対して、各構成員から評価、要望、助言等を確認する必要がある場合は、文書により回答を求めることとし、当該回答文書を各事業所で保管することとする。

介護サービス指導室  
TEL：073-441-2527